



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1165 第9次鳥獣保護事業計画の変更 (環境生活総務課)
- 1166 特定鳥獣保護管理計画の変更 (")
- 1167 生活保護法による医療機関の指定
(福祉保健総務課)
- 1168 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)
- 1169 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (")
- 1170 橋本市に係る農業振興地域の区域の変更
(農林水産総務課)
- 1171 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1172 新道路の供用開始等 (")

告 示

和歌山県告示第1165号

第9次鳥獣保護事業計画(改定版)を別添のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第4条第4項の規定に基づき公表する。

なお、別添は省略し、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び各振興局に備え付けて縦覧に供する。

平成19年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1166号

特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画を別添のとおり変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第7項の規定に基づき公表する。

なお、別添は省略し、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び各振興局に備え付けて縦覧に供する。

平成19年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1167号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新薬 24-19	メディカル ネオ	新宮市井の沢11-12	平成 19.9.19

和歌山県告示第1168号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成19年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ロッシュコートⅡ
和歌山県岩出市西野春面25-1 他
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ツカサ 代表取締役 土岐孝司
和歌山県岩出市高瀬74番地の1 ダイコービル
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
上新電機株式会社 代表取締役 土井栄次
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号
株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 金森義雄
和歌山県御坊市湯川町財部1053番地1
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年5月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,816㎡
- 6 駐車場の収容台数

- 269台
- 7 駐輪場の収容台数
123台
- 8 荷さばき施設の面積
111.5㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
29.4㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
上新電機株式会社 開店時刻午前9時 閉店時刻午後10時
株式会社ドラッグストアキリン 開店時刻午前9時 閉店時刻午後11時
未定3店舗 24時間
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
4箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時～午後10時
- 14 届出年月日
平成19年9月25日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
岩出市事業部農林経済課（和歌山県岩出市西野209番地）
那賀振興局産業振興部産業総務課（和歌山県岩出市高塚209番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成19年10月9日～平成20年2月12日
時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第1169号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成19年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）スーパーセンターイズミヤ川辺稲井店
和歌山市川辺字稲井43番1 ほか
- 2 意見の概要
（1）廃棄物の集積場所については、悪臭や飛散に十分注意し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。
また、廃棄物の減量及びリサイクルに努め、分別収集にご協力願います。

（2）騒音規制法、振動規制法及び和歌山県公害防止条例を遵守し、周辺環境に極力影響を与えないよう努力してください。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市まちづくり局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23）

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成19年10月9日～平成19年11月9日

時間帯 午前9時30分～午後5時

和歌山県告示第1170号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定に基づき、橋本市に係る農業振興地域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は省略し、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課及び伊都振興局産業振興部産業総務課に備え置いて縦覧に供する。

平成19年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地 域 名	農業振興地域の区域
橋本地域	橋本市のうち次の掲げる区域であって、別図で示した部分 （1）出塔、中道、上田、西畑、下中、上中及び田原の全域 （2）柏原のうち字塚之本、戸ノ本、越前、浦溝、天上畑、石地、竹木田、井戸ノ本、大道、西垣内、水落、曾野、柳中、宮之前及び新地、吉原のうち字芦ヶ谷、大西、長尾、小西浦、ゴミ谷、ゴミザコ、桑原峰、桑原、寺前、才の神、初光田、風吹段、赤尾山、郷蔵垣内、行者、松之岡、平谷、平岸、中芝、大平、温井戸、田中台、城ノ城、下平、白石、平埜台、中西、丹生谷、西浦谷、上ノ平、西川垣内、中平、東台、中立、垣内尻、広谷、広野山及び堀内、山田のうち字牛谷、柳谷、清瀬、垣内、曾和、城ノ腰、裕、松尾、井ノ下、上西平、中西平、下西平、南ノ町、長水谷、中東平、下東平、上東平、尾崎、広野谷、中尾、中ノ谷、溝添、下川原、中垣、山本、東ノ岡、辻合、溝尾、竹ノ下、松本、久保、中川原、井ノ上、田和、平畑、國木岡、後谷、向イ川、上井口、大井口手、西垣内、石塚及び鎌嵯胡山、野のうち字下山谷田、池奥、上ノ島、上井出、仲井出、中山谷田、上山谷田及び大谷、矢倉脇のうち字北谷、橋ヶ谷、柳ヶ谷、田中垣内、大垣内及び井関、橋谷のうち字上川原、山谷及び怒田、慶賀野のうち字上ノ平、ケガノ台及び西川、柱本のうち字西広、杵掛、清良坂、峠坂、紀伊見、鳶ヶ尾、折坂及び中ノ平、胡麻生のうち字高須台下、紀見のうち字上垣内及び且束、細川のうち字大垣内、和正及び上平、原田のうち字ワラタ山及び高瀬、妻のうち字扇塚、菖蒲谷のうち字伏尾原、田ノ尻、松ノ本、田和垣内、中垣内、西畑、中畑、

南岡、下六反、大原垣内、徳目、清谷、奥ノ谷及び瀧ノ上ノ山、杉尾のうち柿平、松本垣内及び古蒲、境原のうち字竹ノ平、長畑、黒末、柏谷、大橋、中尾崎、湯屋谷東原及び上平、上兵庫のうち字浦垣内及び西ノ谷、中下のうち字尾崎、知縄、越前、オノ神、森ノ本、中通、窪、辻垣内、藪ノ本、犬飼田及び高山、芋生のうち字小島、芦原及び垣内、平野のうち字浦垣内、高月、下市ヶ峰、上市ヶ峰、森之後、柏ノ木及び柳ヶ坪、山内のうち字大津恵、知所、井上垣内、柏谷、曾和前、鍛冶屋垣内、東浦、菖蒲、次良垣内、箕台、池田天池及び庵垣内、中島のうち字塚穴、風呂尻、前原、樋ノ口、奥台、井出ノ上、竹ノ下、刎垣内、冷水、東新田、西新田、青池尻、霜子島、尾崎、市ノ木、松之尾及び青池谷、下兵庫のうち字東新開、小白猪谷、西新開、朝妻、土井及び二十五台、河瀬のうち字口白猪谷及び口長平、赤塚のうち字田中、木落、梅ヶ本、去年川、小原、帯田、西所、土居、房屋及び城ノ尾、恋野のうち字去年川、長通、竹ノ垣内、西平山、尾崎、蟻ヶ芝、雲雀山、塙、西迫、東迫、奥之谷、清重郎尾、墓ノ尾、長二芝、森之北、与太郎井戸、岩久保、北大野山、大野山、彦三郎垣内、久保利、権兵衛垣内、瀬戸谷、中切、岩橋、土井、放生池、滝谷、円津庵及び木戸口、彦谷のうち字金総及び高松、学文路のうち字川端、土居、金尾松、吉岡、平殿坂、大田、玉西、松折、城ヶ尾、茶木畑、越畑、下土居、水木谷、岡ノ峯、茂原、塩谷、梅迫、畑山、横尾、幡天神、雲岩、塚原、岡田、一本松、菖蒲谷、赤坂、有岡及びツツジ尾、霜草のうち字笹原、松ノ谷及び奥大明、須河のうち字大平及び細ノ尾、只野のうち字下垣内、宮ノ芝及び池之窪、真土のうち字竹ノ下、向副のうち字大西島、庄ノ垣内、海田島、上ノ嶋、野田嶋、蔵垣内、東垣内、中垣内、田中台、土井、風呂谷、跨り尾、笠ヶ入道、戸屋ヶ嶽及び狼頭尾、清水のうち字触田、焼地藏、久保、西園、鳥田、椿井、筒井、森前、棕ノ本、東岩坂、西岩坂、松尾、狐神、堂の壇、鍋ヶ尾、三ツ池、松東坂、岡田、加賀根、聖り尾、小山、鉢伏、東薬谷、国城原、登り尾、中垣内、東ノ谷、長谷、森ノ本、塙、松西坂、中尾、池ノ尾、西川原、平谷及び西薬谷、南馬場のうち字的場、潰口、稗田、下垣内、下前田、下市縄、上市縄、上前田、樋口、一ヶ坂、里神、水越、平尾、広良、腰細、東立石、西立石、上野、上垣内、真土田、西嶋、養生場、東垣内、砂張尾及び薬谷、賢堂のうち字中河原、冷田、東垣内、西垣内、西ノ前、西谷、妙見谷、堂ノ尾、岩掛ヶ、伝道坊、トチ谷、宮谷及び念仏尾、横座のうち字初王子垣内、田和垣内、丸屋垣内、中村垣内、大上垣内、寺垣内、善坊谷、花房垣内、千代ヶ岡、瀬ノ奥、西辻垣内、善坊峯、瀬奥峯、大西嶋、庄ノ垣内、中垣内、海田嶋、河原田、上嶋、東垣内、野田嶋、蔵垣内及び鳥屋ヶ嶽、竹尾のうち字広浦、小谷、北之前、中垣内、中尾、東垣内、下山、城ノ谷、大谷、下大谷及び堂ヶ平、嵯峨

谷のうち字塙、下和田、新春原、前田、宮ノ前、梅山、野田ノ藤、虹羅尾、中山、折付、鴨枝、岡崎、水ノ元、丹生野谷、足山、辨当、大人谷、滝谷、長尾、登り越、出岩、北谷、松尾、瀬間、蟻越し及び森田、九重のうち字神子峠、西之岡、溝ノ奥、仙之尾、奥ノ谷、大北、西原、神原、堂之向、芹田、牛房峠、岩軒、川原、梶ヶ岡、嵯峨尾、山陰、河端、山本、東垣内、小芋谷、芋谷、丸山、三太田、広ノ手、上ノ平、上ノ東及び河原谷、大野のうち字嵯峨道、西之戸、平山見付壇、西谷奥、霧尾、西谷口、宮谷尾、地藏尾、稲本、東谷奥、上知山表原、東谷口、平山口、北田、住吉下、宮ノ小路及び薬師壺、名倉のうち字田原谷上ノ切、北山、北山五ノ切、田原谷下ノ切、北山四ノ切、北山三ノ切、北山二ノ切、北山一ノ切、矢落山、東塔之尾、中塔之尾、西塔之尾及び焼尾、名古屋のうち字中尾、井手口、地智間、荒糸、住吉尾、一里山、金井ノ段、尾崎、三味尾並びに応其のうち字引ノ谷、引ノ谷口、伏原庵寺峰、庵寺峰、中谷、平山及び山際の全域

(3) 神野々のうち字上戸津井谷、極楽寺、下穴伏谷、上穴伏谷、大池尻及び西中山、柏原のうち字堂ノ浦、井ノ尻及び西之芝、野のうち字上井出、下井手、上之島及び仲田、岸上のうち字東浦及び横井手、吉原のうち字中山、東尾、上中村尾、東谷、東側、三番叟山及び樺原山、山田のうち字三ツ石、右別当、真平、草床、梨子谷、大平口及び奥垣内、矢倉脇のうち字西山、柳ヶ谷、冷谷、高山、口根古、東善寺及び向浦、橋谷のうち字中ノ坊、塙平、広浦、風呂谷、不動平、大谷、東善寺、上平及び柳ヶ谷、北馬場のうち字去年谷、笹谷、平山及び峯ヶ芝、慶賀野のうち字父川、牛ヶ谷、笹尾、坂垣内及び下垣内、柱本のうち字父川、中山、ツヅラ折、野々垣内、杉ノ森、芋谷、上平、稲穂、西ノ谷、下平、杓掛、西広、深山及び上之平、胡麻生のうち字高須台上、向垣内、杉尾谷、向山及び久保前、紀見のうち字オノ神、中垣内、鷲山、備中、芝崎、椿原、井垣内及び横谷、細川のうち字新宮、五反田、西垣内、堂垣内、柿垣内及び垣内、原田のうち字鴨ヶ峰、長平、西平中山、深谷東原及び山ノ谷、妻のうち字古大根及び大人ノ段、菖蒲谷のうち字段垣内、塙、東裕、東畑、清谷、南岡、大原垣内、奥ノ谷、下六反、中山及び北山、市脇のうち字仁王谷、仲田、口山谷、西寺田、東山谷及び奥山谷、杉尾のうち字奥山、登り尾、四本松、森垣内、餅尾原及び堂ノ本、境原のうち字弓場の段、西山通、湯屋谷西原、横手垣内、芋生谷、葛城山、山田垣内及び古垣内、御幸辻のうち字北山、若狭山及び中尾垣内、上兵庫のうち字塚崎、石佛、芝添、岡山、三通り、南嶋、穴田、高橋、池ノ尻及び檜之尾、中下のうち字西川、溝内及び流田、芋生のうち字鳥井戸、横枕及び松ヶ下、平野のうち字落合、菖蒲谷、上西谷、垣内、持田山、西山、西新田、松ヶ谷、細野谷及び原郷、山内のうち字東山、寺池、尾崎、瀬ノ奥、瀬ノ元、五郎谷、小田、小原、三本松、平山

、谷尻、山迫及び大谷、霜草のうち字廣芝、打樋谷及び東山、垂井のうち字笹ヶ谷、岩倉、梅ヶ本、堂ノ本、榎木塚、庵崎、東鳥井、女房坪、露無及び池の内、中島のうち字高尾添、西山、垣添、霜山及び岡副、下兵庫のうち字山ノ谷、山添、窪り、井ノ尻、長緑、中野及び中山、河瀬のうち字奥白猪谷、千筒輪、滝名、大人之段、墓之段及び奥長平、赤塚のうち字和庄荘、洗戸、谷山、西ノ久保及び栗林、須河のうち字二又谷、西谷、場堤浦、弓引田和、矢落谷、尾鼻、枋谷及び平木尾、谷奥深のうち字若子淵、張尾峰、宮ノ坂、大迫、戸西谷、行者峯、土谷岡及び龍ノ尾、彦谷のうち字椿谷、細石、上ノ瀧谷、小倉谷、下ノ瀧谷、壁山、赤荘、小場谷、狼谷、中迫、猪之上、東峠、西峠、久保、水呑、鳴尾、白石谷、藤後尾及び崩谷、只野のうち字黒岩、北迫、笠岩及び運堂、恋野のうち字加賀谷、中ノ坂、鳴迫、赤坂、新井戸谷、真砂、百田及び中将倉、小原田のうち字薬師垣内、野田、上垣内及び中山、向副のうち字下河原田、河原田、三軒家及び川端、清水のうち字野手、東栄、中栄、西栄、石井、八王子及び梁原、南馬場のうち字西ヶ瀬及び外河原、賢堂のうち字下河原及び上河原、学文路のうち字北嶋、福塚、安田嶋、門田及び川端、横座のうち三軒茶屋、大柳及び西小平、真土のうち字中畑、尾上谷、丸垣内、御姥谷、大尾、赤坂及び垣内、九重のうちの字西浦山、大野のうち字森脇、中島、北西之島及び上知山、名倉のうち字宮田尻、宮田、城跡及び戸岩田、名古曾のうち字住吉坪並びに応其のうち字池尻の一部の区域

平成19年和歌山県告示第1171号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成19年10月9日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成19年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成19年10月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 425号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡印南町大字 高串字根木野52番 地先から同町大字 高串字根木野42番 1地先まで	旧	4.80 } 7.80	65.00	
同上	新	6.20 } 12.33	64.00	

和歌山県告示第1172号